

議案第18号

鳥取県漁港管理条例の一部改正について

次のとおり鳥取県漁港管理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在

しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第2条の2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、甲種漁港施設のうち境漁港に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 境漁港の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、境漁港の管理に関する業務</u> <u>（知事のみの特権に属するものを除く。）</u></p> <p><u>(指定管理者の選定の特例)</u></p> <p><u>第2条の3 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、境漁港の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p>	

(指定管理者の管理の期間)

第2条の4 指定管理者が第2条の2に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(港内の秩序維持)

第5条 知事（境漁港にあつては、指定管理者）は、港内の秩序維持のため特に必要があると認めるときは、港内にてい泊、停留又はけい留（以下「停けい泊」という。）をする船舟に対して移動を命ずることができる。

(停けい泊禁止区域)

第6条 略

2 船舟又はいかだは、停けい泊禁止区域内に停けい泊してはならない。ただし、知事（境漁港にあつては、指定管理者）の許可を受けた場合は、この限りでない。

(港内の秩序維持)

第5条 知事は、港内の秩序維持のため特に必要があると認めるときは、港内にてい泊、停留又はけい留（以下「停けい泊」という。）をする船舟に対して移動を命ずることができる。

(停けい泊禁止区域)

第6条 略

2 船舟又はいかだは、停けい泊禁止区域内に停けい泊してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(危険物等についての制限)

第7条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、知事（境漁港にあっては、指定管理者）の指示した場所でなければ停けい泊をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事（境漁港にあっては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

3 略

(放置物件の除去命令)

第8条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事（境漁港にあっては、指定管理者）は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第10条 略

2 知事（境漁港にあっては、指定管理者）は、前項の指定区域

(危険物等についての制限)

第7条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、知事の指示した場所でなければ停けい泊をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

3 略

(放置物件の除去命令)

第8条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第10条 略

2 知事は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要

内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所、時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終ったときは、速やかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、知事（境漁港にあっては、指定管理者）が当該区域の利用上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

4 略

(利用の届出)

第11条 甲種漁港施設（航路を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事（境漁港にあっては、指定管理者）に届け出なければならない。この場合において、輸送施設については、知事が指定したものに限る。

2 略

(罰則)

があるとき、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所若しくは時間その他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終ったときは、すみやかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、知事が当該区域の利用上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

4 略

(利用の届出)

第11条 甲種漁港施設（航路を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。この場合において、輸送施設については、知事が指定したものに限る。

2 略

(罰則)

第17条 略

(1) 略

(2) 第5条若しくは第8条の規定による知事（境漁港にあつては、指定管理者）の命令に従わない者又は第14条第1項若しくは第15条第1項の規定による知事の命令に従わない者

(3)～(5) 略

第17条 略

(1) 略

(2) 第5条、第8条、第14条第1項又は第15条第1項の規定による知事の命令に従わない者

(3)～(5) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県漁港管理条例（以下「新条例」という。）第2条の2の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県漁港管理条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。